

受託（補償）工事等に係る事務費の算定に関する要綱

令和8年6月22日
制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩国市水道局が委託を受けて締結する工事（当該工事に関する設計業務を含む。以下「受託工事等」という。）の事務費の算定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、事務費とは、受託工事等を実施するために必要な直接人件費、間接人件費及び旅費並びに建物、機器その他の固定資産の使用料、電気、水道、電話等の使用料及び工事雑費をいう。

（事務費の算定）

第3条 事務費の算定は、受託工事等の設計金額（消費税等を含まない。）に6パーセントを乗じて得た額の範囲内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（その他）

第4条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。